

(ご参考：1/15) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (1/11 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

[2020年日系企業実態調査](#)にご協力をお願いします (オンラインでも回答できます。所用時間は5分程度です)。

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 1/13 連邦中小企業庁 PPP ローン2回目の受付が開始

PPP ローンについては、初めての申請に加え、これまでに PPP ローンを受領した企業の2回目申請についても受入れを開始した。なお、申請は参加金融機関を通じて受け付けることとなり、すべての参加金融機関で申請受入れが開始されるのは19日からとなる。

2回目申請の条件について、1回目のローンを受領しすべて認められた用途で使い切る予定である又は使い切っていること、従業員数が300人以下であること、2019年及び2020年の同四半期比較で25%以上の総売上の減少があることが挙げられている。ローンの上限は、通常、

平均月額給与支払額の2.5倍までであるが、宿泊業やレストランなどの飲食業についてはその3.5倍までとなる（ただし、2百万ドルが上限額）。

<https://www.sba.gov/funding-programs/loans/coronavirus-relief-options/paycheck-protection-program/second-draw-ppp-loans>

（2）州保健局 現時点のワクチン接種資格を確認できるツールをテスト公開

州政府のワクチン接種は現在ハイリスク医療従事者などを対象としたフェーズ 1a(A1)となっている。州政府は、試験的に主に 1a 対象者に Phase Finder という資格を確認できるツール（ウェブサイト）を公開している。報道によると、数日中にフェーズ 1b（B1、70 歳以上、複数世代で同居している 50 歳以上）に移行するという予測もなされており、今後、州が新たなフェーズに移行すれば、他の対象者も同ツールを活用できるようになる。

<https://form.findyourphaseswa.org/210118771253954>

州保健局ワクチン接種総合ページ

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Vaccine>

（3）1/12 米国 CDC 26 日より国際線で米国に入国する全ての人に対し、陰性証明の提出を義務づけ（日本含む全世界が対象）

CDC は、渡航の前後に検査を課すことは、新型コロナウイルスが米国に持ち込まれ、拡散されるのを遅らせるために非常に重要な対策であるとして、陰性証明の要求(requirement)を米国に入国する全ての航空便乗客に拡大する。

全ての乗客は、米国に出発するフライトの3日以内に、ウイルス検査を受け、その検査結果の書面（又は電子書面）を航空会社に提出するか、コロナから回復した旨の書面を提供することが求められる。航空会社は、搭乗前に、すべての乗客の陰性証明又はコロナからの回復証明を確認しなければいけない。また、航空会社は、検査を拒否する乗客の搭乗を拒否しなければならない。この命令は、1月26日に発効する。

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0112-negative-covid-19-air-passengers.html>

ジェトロビジネス短信：

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/517b75489b38848d.html>

（4）1/13 日本 緊急事態宣言を栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県に追加発出

1月8日～2月7日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、1都3県に発出された緊急事態宣言について、期限は変わらず7府県が追加された。対策の内容は、従来どおり、飲食

店の夜 8 時までの時間短縮、テレワークによる出勤者数 7 割減、特に夜 8 時以降の不要不急の外出の自粛、スポーツ観戦・コンサートなどの入場制限となっている。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

なお、新型コロナウイルスの変異種の発生を受けて、日本政府は昨年末以降、新たな水際対策措置を発表しており、現在は国籍を問わず、海外から日本への入国者は全て、出国前 72 時間以内の検査証明書の提出が求められています。日本へのご渡航をご予定の場合はご留意ください。措置の最新情報については、下記ウェブサイトをご参照下さい。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/COVID_Test_Travel_JPN.html

(5) 1/13 米国とカナダは、最低でも 2 月 21 日まで国境閉鎖を延長

米国とカナダ政府関係のツイートによると、両国間が接する国境の閉鎖措置を少なくとも 2 月 21 日まで延長した。両国間の貿易等必要不可欠な渡航は、引き続き継続される。

<https://americanmilitarynews.com/2021/01/u-s-and-canada-announce-covid-19-border-closure-extended-until-at-least-feb-21/>

(6) 1/15 更新 州保健局 新しい経済ロードマップに基づく地域毎の感染状況を公表

8 地域すべてが来週も引き続きフェーズ 1 に留まる結果となった。

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/421-006-RoadmapToRecovery-20210115.pdf>

2. その他参考情報

(1) JETRO ビジネス短信

『米 USTR、デジタル課税めぐりフランスへの追加関税賦課を停止、インドなどの措置は不当と判断』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/f3a87261e9b87b14.html>

『12 月の米失業率、6.7%で前月から横ばいも、非農業部門の雇用者数は 14 万人減』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/01/4e153d5979076685.html>

(2) その他

○シアトル総領事館 <毎月 11 日は日本食の日 (Japanese Restaurant Day) ! 日本食フォ

トコンテスト実施中！>

毎月 11 日は日本産食材サポーター店である日本食レストラン等の協力を得て、協力レストランでの特別メニューの提供を行っています。平行して、毎月 [SNS での日本食フォトコンテスト](#) を実施しております。今月は 24 日まで募集しており、抽選で賞品もご用意しておりますので、是非ご参加ください。本プロジェクト詳細は以下サイトに適宜掲載していきます。

<https://www.japaneserestaurantday.com>

なお、本件、日本食の日プロジェクトにご参加いただけるレストランも募集中です。[日本産食材サポーター店](#)に登録又は申請いただいている協力レストランは[こちらのページ](#)に掲載させていただきます。お知り合いのレストランで日本産食材が使われているところがありましたらお声かけください。

3. ウェビナー情報

(1) ジェトロ

○「第2回：外国供給業者検証プログラム (FSVP) の解説と具体的なアクションプラン」

米国の輸入業者において遵守する必要がある外国供給業者検証プログラム (FSVP) について解説します。輸入業者が FSVP プログラムを策定するに当たっては、輸出事業者に協力を求めるケースがほとんどです。このため、輸入業者の方の参加はもとより、輸出者となる日本の事業者におかれましても、輸入業者が協力を求めるポイントについて理解を深める良い機会となっております。

日時：2021 年 1 月 28 日 (木) 16:00～17:30 (米国西部時間)

お申し込み：<https://register.gotowebinar.com/register/4686560973359540749>

○ (再掲) 新政権下のビザ動向解説ウェビナー

日時：2 月 3 日 (水) 3:30pm～4:30pm (米国西部時間)

お申し込み：<https://register.gotowebinar.com/register/5659468235285958411>

○ (再掲) 現地専門家が見た米国ビジネス

日時：2 月 1 日 (月) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 30 分 (米国西部時間)

お申し込み：<https://attendee.gotowebinar.com/register/3376747955563470349>

引き続きよろしくお願いたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe: 本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107